

【スポーツ仲裁】

## JSAA - AP - 2006-001仲裁判断について

川 添 丈  
(弁護士)

## 1 本件仲裁の概要

本件は、ジュニア専用ヨットであるオプティミストディングーの満12歳の選手及びその所属するクラブが、財団法人日本セーリング連盟に対して、ある出場大会での行為について処分されないことの確認と、加盟団体への指導・勧告を求めた事案である。

事案の内容も複雑なうえ、申立人及び被申立人以外の関係者も関与する事案であり、争点も多岐にわたるため、事実関係と争点の整理を中心に本稿をすすめることとする。なお、紙幅の関係で一部を省略している点をご了承いただきたい。

## 2 紛争の概要

## (1) 当事者等

本件における申立人は2名であり、うち1名はジュニア専用ヨットのクラスであるオプティミストディングーの満12歳の選手（以下「X本人」という。）であり、もう1名はX本人が所属するクラブ（以下「Xクラブ」という。）である。

被申立人は財団法人日本セーリング連盟であり、オプティミストディングーを含むすべてのセーリングスポーツを統括する我が国の代表機関である。

このほか本件においては、オプティミストディングーに関する日本代表組織であり被申立人の特別加盟団体である日本オプティミストディングー協会（以下「OP協会」という。）が重要な関係を有している。

## (2) 事案の概要

X本人は、2005年11月、OP協会が主催して被申立人が公認したセーリング大会に出場したが、他選手からレース中にセーリング競技規則（以下「RRS」という。）に違反して他選手の進路を妨害したと抗議を受けた。抗議を受けてOP協会は審問を行い、第三者（以下「証人選手」という。）の証言を聞いたうえでX本人を失格処分とした。X本人の父でありコーチでもあるDは、事実関係確認のために証人選手及びその母と面談し、審問再開の請求をしたが、失格処分は取り消されることなく大会は終了した。

OP協会は、被申立人に対して、大会終了後の11月24日に報告書を提出し、Dが証人選手に対して証言の変更を要求し、証言したら今後のレースで証人選手を潰すという脅迫を行い、スポーツマンシップに違反する行為があったという内容を含む報告を行った。

被申立人は、OP協会の報告を受けて、スポーツマンシップの重大な違反の報告を受けた場合は調査を行うことができ、適切な懲戒処分をとることができるというRRSの規定の基づき、被申立人内の「最高審判委員会」に本件を付議した。同委員会は、Dにはスポーツマンシップの重大な違反があったという事実認定と、X本人については不問とするが、今後スポーツマンとして正しく成長されることを望むという内容を含む提言を行った。これを受けて被申立人は、2006年5月27日、Dに対する勧告とOP協会に対する制度改善の要請を決定（以下「本件決定」という。）したが、X本人についてはとくに決定において触れなかった。

この間、OP協会は2006年3月26日付けでX本人を日本代表海外派遣選手として推薦し、ナショナルチームメンバーに選考された旨を発表していたが、被申立人の本件決定後に、X本人についてナショナルチームメンバーからの辞退を勧告することを決定した（以下「OP協会決定①」という。）。この決定を受けて、Xクラブは異議を申し立てたが、OP協会は決定を

更せず、さらにすすんでX本人のナショナルチームメンバー内定の取消を決定した（以下「OP協会決定②」という。）。

### （3）請求の趣旨と争点

このような事案について、申立人らは、被申立人に対して、被申立人の行った本件決定はX本人を本件に関して不問とし、本件を理由に何ら処分しないとの決定であることの確認（以下「請求①」という。）と、OP協会に対してOP協会決定①とOP協会決定②を取り消すよう指導・勧告せよ（以下「請求②」という。）と求めて、本件仲裁を申し立てた。

これに対して被申立人が反論を行った結果、次のように争点が整理された。

- 1) Xクラブの申立人としての当事者能力の有無
- 2) 請求①について、スポーツ仲裁の対象としての「決定」の有無
- 3) 請求①について、確認の利益の有無
- 4) 請求②について、被申立人の当事者適格の有無
- 5) 請求①について、本件決定はX本人を対象とする決定か
- 6) 請求①について、本件決定はX本人について本件を理由としては何ら処分しない旨の決定であると評価できるか
- 7) 請求②について、被申立人は、特別加盟団体に対して、自己の決定の履行について指導・監督する権限・義務を有するか
- 8) 請求②について、OP協会決定①及び②は本件決定に反するとして取り消されるべきものか

## 3 仲裁判断

本件についてスポーツ仲裁パネルは、審問の結果、上記のように整理された各争点のうち、本案前の争点である1) から4) の点については以下のように判断した。

- 1) Xクラブの申立人としての当事者能力を認める。
- 2) 請求①について、スポーツ仲裁の対象としての「決定」の存在を

肯定する。

- 3) 請求①について、確認の利益を認める。
- 4) 請求②について、被申立人の当事者適格を認める。

そして、スポーツ仲裁パネルは本案の判断を行い、争点5) から7) については以下のように判断した。

- 5) 請求①について、本件決定はX本人を対象とする決定である。
- 6) 請求①について、本件決定はあくまでRRSに基づく手続によって下されたものであり、RRSに基づく処置に関わるものに過ぎず、それを超えていかなる処分もしないとの決定であるとまでは解されない。
- 7) 請求②について、被申立人は、特別加盟団体に対して自己の決定の履行につき指導・監督する権限・義務を有するとはいえない。

この結果、請求①については、RRSに基づく懲戒処置をとらないとする決定であることを確認する限度で認容し（一部認容）、請求②については、争点8) を判断するまでもなく棄却した。

## 4 解説

### （1）本案前の争点

本件においては、本案前の争点として、上記のとおり4つの争点が問題となっている。日本スポーツ仲裁機構が2003年に設立されてから本件仲裁に至るまで合計6件の仲裁判断がなされているが、本案前の争点が問題となった事案はある<sup>(1)</sup>ものの本件のように多岐にわたる争点が問題となった事案は初めてであるといえよう。そのため、本件仲裁はスポーツ仲裁の適用範囲を明確にするうえで先例として重要な意義を有する事案である。

本件では、本案前の争点の1) の当事者能力については、Xクラブが権利能力なき社団としての実態を有していることを認めただけで、スポーツ仲裁規則2条1項が広く「競技者等」に仲裁申立権を付与しているのは、実質的利害関係を有する者に広く機会を付与しようとした趣旨であるから、一定の独立性をもつ社団であればスポーツ仲裁における当事者能力が

